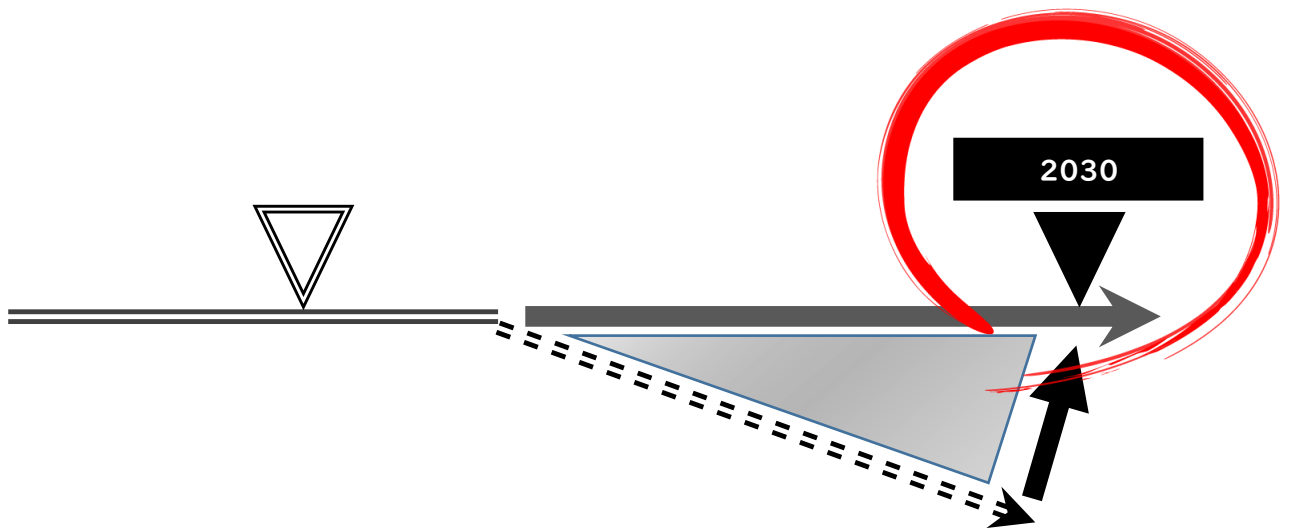


北本市SDGs推進に係る方針



令和5年3月
(令和8年3月改訂)
北本市

目 次

1. 北本市におけるSDGsの位置づけ	1
2. 本方針の策定目的	1
3. SDGsの特徴及び要点	2
(1) 普遍性の高い世界共通の目標	
(2) 「誰一人取り残さない」多様性と包摂性の前提	
(3) 「バックカスティング型」の設計思想	
4. 北本市におけるSDGs推進の基本的な考え方	4
5. 北本市におけるSDGs推進の方向性	4
(1) 北本市行政経営会議による総合的かつ統合的な推進	
(2) 分野別の個別計画等への反映	
(3) マルチステークホルダー・パートナーシップを基本としたアプローチ	

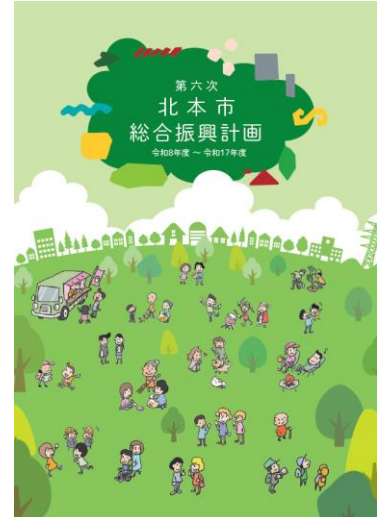
参考資料

○第六次北本市総合振興計画前期基本計画 概要	6
○第六次北本市総合振興計画前期基本計画の施策とSDGsのゴール (主なもの) 対応表	9
○SDGs (持続可能な開発目標) 17のゴール	10

1. 北本市におけるSDGsの位置づけ

多様性や包摂性を前提とするSDGsの理念は、北本市(以下「本市」という。)のまちづくりの基本理念「市民との協働による持続可能なまちづくり」や、将来都市像「緑にかこまれた健康な文化都市～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」と方向性を同じくしています。

これを踏まえ、本市では、「第六次北本市総合振興計画前期基本計画」(計画期間：令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日まで)(以下「前期基本計画」という。)において、各施策分野に掲げられた「施策の目指す姿」に該当するSDGsのアイコンを示すとともに、内閣府作成の「地方創生SDGsローカル指標リスト」を参考としてSDGsのゴールと結びついた「施策の成果指標」や「基本事業の指標」を設定しました。



市政運営の最上位計画である前期基本計画にSDGsを位置づけることにより、本市が国際社会の一構成員として環境、健康福祉、教育、経済等の多様な分野におけるSDGsの達成に貢献していくことを市内外に明示するとともに、世界共通の「物差し」を活用して本市の立ち位置や目指すべき方向を随時確認することで、施策間連携による全体最適化、複数の事業を実施する際の相乗効果の実現、多様なステークホルダーの連携等による課題解決の加速化を図ります。

2. 本方針の策定目的

SDGsの特徴及び要点を整理するとともに、本市の施策展開にSDGsの理念を的確かつ効果的に反映するための基本的な考え方を整理することで、実効性の高い推進体制を構築します。

3. SDGsの特徴及び要点

(1) 普遍性の高い世界共通の目標

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

17のゴール・169のターゲット・243の指標から構成され、開発途上国のみならず、我が国を含む各国において、令和12(2030)年までの目標達成に向けた積極的な取組が進められています。



特に、SDGs達成目標年に向けた10年間(2020年代)は「DECADE OF ACTION」(行動の10年)と位置づけられており、国連は、全ての人々に更なる行動変容を促しています。すなわち、現在は、単なる認知度向上の取組にとどめてはならない、行動し成果を上げるべき重要なフェーズにあるといえます。



なお、我が国のSDGsの進捗については、SDGsの達成度・進捗状況に関する国際レポート「Sustainable Development Report 2025」(持続可能な開発レポート)において、一部のゴールに関する分野で非常に高い評価を受ける一方、特に人権や環境に関する分野等での取組強化が求められています。

【日本のSDGsの達成度・進捗状況<Sustainable Development Report 2025より>】

○ 達成済

ゴール 3 「すべての人に健康と福祉を」



○ 深刻な課題がある

ゴール 2 「飢餓をゼロに」

ゴール 5 「ジェンダー平等を実現しよう」

ゴール 12 「つくる責任 つかう責任」

ゴール 13 「気候変動に具体的な対策を」

ゴール 14 「海の豊かさを守ろう」

ゴール 15 「陸の豊かさも守ろう」



(2) 「誰一人取り残さない」多様性と包摂性の前提

SDGsは、人間の安全保障の理念に立脚しており、「誰一人取り残さない」という「多様性」や「包摂性」を前提として構成されています。

市民や事業者等、全ての人や団体がステークホルダー（直接的又は間接的な利害関係者）として位置づけられることから、本市が重点分野としている、地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制の構築」に係る取組や、かけがえのない環境を次の世代に残すための「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組等とも、親和性の高い内容となっています。

(3) 「バックカスティング型」の設計思想

SDGsは、現状の取組の単純な積み重ねで目標の達成を目指す「フォアキャスト型」の考え方ではなく、令和12（2030）年を達成期限と設定し、そこから逆算して現在取るべき行動（目標との差異を埋めるための対応方策）を導き出す「バックカスティング型」の考え方で設計されています。

このことから、SDGsの達成に向けた取組を効果的に推進するためには、目先の指標達成を目的化するのではなく、地域の実態や課題を把握した上で、持てる地域資源を最大限活かしながら、「あるべき姿」の実現に向けた抜本的かつ不断のアプローチを行っていく変革的な姿勢が求められます。

4. 北本市におけるSDGs推進の基本的な考え方

前章を踏まえ、次のとおり本市の「基本的な考え方」を定めます。

- ✓ 前期基本計画に定めた施策の推進を通じてSDGsの達成を目指します。
- ✓ 本市における「SDGsの主流化」(全ての施策分野にSDGsの視点を最大限取り入れていくこと)の実現を図ります。

5. 北本市におけるSDGs推進の方向性

次の3項目に重点的に取り組むことで、実効性の高い推進体制を構築します。

(1) 北本市行政経営会議による総合的かつ統合的な推進

— 全ての部署において取り組みます —

SDGsは、多様な施策分野にまたがる壮大な目標であることから、特定の部署や特定の施策においてのみ取り組むべきものではありません。各ゴールが相互に関連する構造をなしていること(インターリンクージュ)を踏まえ、複数の事業間でのトレードオフ(両立しない関係)を最小にしつつ相乗効果の最大創出を狙うという大局的な視点を組織全体で共有することが重要です。

SDGsのこうした特性に留意し、SDGsの全庁的な推進に係る重要事項等に関しては、北本市行政経営会議設置規程に規定する所掌事務「市の総合振興計画並びに総合振興計画に基づく重要な施策及び重要な事業計画に関すること」の一環として、必要に応じて、北本市行政経営会議において意思決定を行い、総合的かつ統合的な推進を図ります。

(2) 分野別の個別計画等への反映

— 全ての職員が「自分事」として取り組みます —

前期基本計画に挙げられた「施策内の計画」をはじめとした分野別の個別計画等については、SDGsを最大限に踏まえた策定・改定を順次実行していくとともに、達成を目指すSDGsのアイコンの表示等により、実行する施策や取組がSDGsの推進に寄与することを積極的に可視化します。SDGsの観点を個別の施策分野の推進過程に取り入れ、それを整理し体系化することで、自部署の事業もSDGsの達成と無関係ではないという自覚を職員に対し促


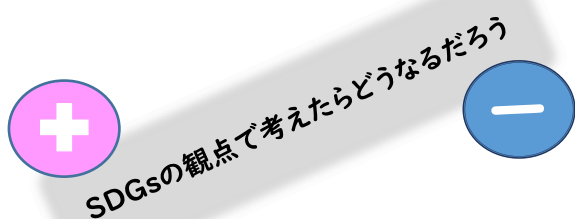
す効果が期待できます。

こうして、ある取組を行う（行わない）ことがまちづくり全体に与えるリスクについての「持続可能性の観点からのチェック」や、ある価値と別の価値が工夫次第で両立できるのではないかといった「掛け合わせ思考による事務事業のアップデート」等を習慣化した（SDGsを「自分事」化した）感度の高い職員を増加させ、これを「本流」として全ての職員に波及させていくことで、本市のSDGs推進力の基盤的強化を図ります。

(3) マルチステークホルダー・パートナーシップを基本としたアプローチ — 官民を問わず多様なステークホルダーと水平的に連携して取り組みます —

SDGsの推進においては、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」にあるように、多様な主体の連携による課題解決が重視されています。

このことから、令和8年2月27日現在で県内2,206団体（市内14団体）が登録されている「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」を本市が持続可能なまちづくりを推進するための重要な手段として位置づけ、登録団体との交流を進めるとともに、SDGsの理念に共感し意欲的な活動を実践する市民団体・事業者、包括連携協定締結先等とも積極的に協力し、官民を問わず多様なステークホルダーと同じ目線に立った連携により、SDGsの達成に向けた取組の質を向上させていきます。



SDGsにたどり着くには今何をすればよいだろう



政策1 こどもの成長を支えるまち



こどもの健やかな成長は、明るい未来につながります。こどもの権利を保障し、豊かなみどりと文化の中でのびのびと育つ環境を整えるとともに、保護者等が安心して子育てができるよう支援することにより、こどもの成長を支えるまちを目指します。

施策及び重点分野とする基本事業	施策の成果指標	基準値	→	目標値	
1-1 子育て支援の充実 【重点】 子育て不安の解消 保育サービスの充実 こどもの居場所づくり	市の子育て支援策が充実していると思う子育て世帯の割合	74.8%	→	75.5%	
1-2 支援を必要とするこども・家庭へのきめ細かな取組の充実	朝食を食べているこどもの割合	86.5%	→	88.0%	
	障害児通所支援の利用率	79.7%	→	85.7%	
1-3 母子保健とこどもに関する医療の充実 【重点】 妊娠・出産に関する保健・医療の充実 こどもに関する保健の充実	妊婦が妊婦健康診査を受診した回数	11.6回	→	12.6回	
	乳幼児健康診査で精密検査等が必要とされたこどもが必要な医療を受けた割合	4か月児健診	100%	→	100%
		1歳6か月児健診	80.0%	→	100%
3歳児健診	77.3%	→	100%		
1-4 学校教育の充実 【重点】 確かな学力の育成 教育環境の整備	平均正答率が県を上回った教科の割合	71.4%	→	80.0%	
	「学校に行くのが楽しい」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	児童	86.1%	→	90.0%
生徒		82.5%	→	85.0%	
1-5 学校・家庭・地域の連携による教育の推進	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	児童	79.4%	→	85.0%
		生徒	76.9%	→	80.0%
	地域に学習の機会と場がある児童生徒の割合	児童	41.7%	→	50.0%
		生徒	18.7%	→	25.0%
1-6 こどもの権利の保障 【重点】 こどもの権利に関する普及・啓発	北本市子どもの権利に関する条例を認知している市民の割合	—	→	60.0%	
	子どもの権利相談窓口を認知している市民の割合	—	→	60.0%	

政策2 安心・安全で自然と共存する住みやすいまち



自然を保全・活用し、住環境や都市基盤の整備・維持管理及び防災・防犯の取組を推進するとともに、公共交通を体系的に整理し、安心・安全で自然と共存する住みやすいまちを目指します。

施策及び重点分野とする基本事業	施策の成果指標	基準値	→	目標値
2-1 道路、上・下水道、河川の整備 【重点】生活道路の整備充実	道路、上・下水道、河川の整備不良により発生した人身・物損の事故件数	0件	→	0件
2-2 防災・消防の充実 【重点】災害時の支援体制の充実	市民、地域、行政が連携した防災・減災体制に安心感を持っている市民の割合	—	→	70.0%
2-3 交通・防犯・消費者対策の強化 【重点】市内公共交通の確保	日常生活の中で公共交通が便利であると思う市民の割合	—	→	70.0%
	人口千人当たりの交通事故件数	2.05件	→	1.70件
	人口千人当たりの犯罪件数	6.13件	→	5.00件
2-4 豊かな住環境の整備 【重点】公園の整備充実と緑地の保全・活用 土地区画整理事業の推進	安全で安らげる空間・住環境となるような土地利用や開発等がなされていると思う市民の割合	59.3%	→	64.3%
2-5 環境に優しいまちづくりの推進 【重点】自然環境の保全・活用 脱炭素社会・循環型社会に向けた取組の推進	温室効果ガスの総排出量（市全体）	250千t-CO ₂	→	175.6千t-CO ₂
2-6 バランスのとれた土地利用の推進	自然環境と生活環境の調和のとれたまちづくりができていると思う市民の割合	—	→	60.0%

政策3 健康でいきいきと暮らせるまち



健康づくり・生きがいづくりの施策を推進するとともに、暮らしを支える保健・医療の充実や社会保障制度の適正な運営に努め、人と人とのつながりの中で誰もが健康でいきいきと暮らせるまちを目指します。

施策及び重点分野とする基本事業	施策の成果指標	基準値	→	目標値
3-1 保健・医療の充実 【重点】こころとからだの健康づくりの推進	65歳健康寿命 ※基準値はR5	男性	→	18.74年 → 19.58年
		女性	→	21.23年 → 22.19年
3-2 高齢者福祉の充実 【重点】生きがいと社会参加の促進 包括的支援事業の推進	かかりつけ医がいる人の割合	81.2%	→	81.2%
	自立している高齢者の割合	83.7%	→	81.7%
3-3 地域福祉の充実 【重点】重層的支援体制の整備	社会参加している高齢者の割合	53.0%	→	56.3%
	相談した困りごとの解決が図られたと感じる市民の割合	77.1%	→	80.0%
3-4 障がい者福祉の充実 【重点】障がい者の就労・社会参加支援	福祉活動に参加したことがある市民の割合	32.9%	→	50.0%
	障害福祉サービス等の利用率	82.6%	→	84.9%
3-5 生涯学習・スポーツ活動の推進	就労を希望し、実際に就労している障がい者の割合	55.9%	→	60.8%
	生涯にわたって学習に取り組んでいる市民の割合	52.9%	→	60.0%
	週1回以上のスポーツ実施率	41.6%	→	50.0%

政策4 活力あふれるまち



各種産業の振興を総合的に推進するとともに、先人から受け継いだ自然、歴史文化、また、まちに関わる人等、様々な地域資源を活用し、活力あふれるまちを目指します。

施策及び重点分野とする基本事業	施策の成果指標	基準値	→	目標値
4-1 シティプロモーションの推進 【重点】 まちの魅力の効果的な発信 地域資源を活用したまちの魅力創出	25歳から39歳までの社会増減	182人	→	200人
	25歳から39歳までのmGAP	△88	→	△62
4-2 地域産業の振興 【重点】 付加価値の高い地域産業の推進 地域産業によるにぎわいづくり	就業者一人当たりの市内純生産 ※基準値はR4	429.6万円	→	435.6万円
	観光入込客数	119万人	→	123万人
4-3 就労対策の充実	市内失業率 ※基準値はR2	4.3%	→	3.9%
4-4 文化財の保存・活用 【重点】 文化財の保存	市内文化財等の市民の認知割合	67.3%	→	70.0%

政策5 みんなが参加し育てるまち



市民が自らの責任において主体的にまちづくりに参加することを促し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が互いに連携して共に支え合う地域活動を支援し、みんなが参加し育てるまちを目指します。

施策及び重点分野とする基本事業	施策の成果指標	基準値	→	目標値
5-1 平和と人権の尊重	平和活動の推進に満足している市民の割合	—	→	↗
	人権が尊重されているまちだと思ふ市民の割合	61.2%	→	80.0%
5-2 暮らしを支える地域活動の支援 【重点】 地域活動の推進	地域活動に参加している市民の割合	24.2%	→	↗
	国際交流・異文化交流を経験した市民の割合	—	→	↗
5-3 市民参画と協働の充実 【重点】 協働の推進	市民参画手続に参画した人数	4,856人	→	↗
	協働により実施した事業の件数	0件	→	2件

政策6 健全で開かれたまち



透明性の確保と市民の意見を「聴く」市政を推進するとともに、適正に事務を執行し、デジタル技術を活用しながら、限られた資源を有効に活用する効率的な行財政運営により、健全で開かれたまちを目指します。

施策及び重点分野とする基本事業	施策の成果指標	基準値	→	目標値
6-1 市民との情報共有	必要としている市政情報を取得できている市民の割合	98.7%	→	99.0%
	市民の声を聴く機会に満足していない市民の割合	12.0%	→	8.4%
6-2 適正な事務の執行	監査による指摘事項の措置率	100%	→	100%
	事務事業における事故の発生件数	3件	→	0件
6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進 【重点】 健全な財政運営 公共施設マネジメントの推進 自治体DXの推進	実質公債費比率	7.8%	→	9.7%
	将来負担比率 ※算定されない場合は「-」と記載	—	→	—
	公共施設延床面積の削減率	△0.4%	→	4.0%
	オンライン手続が可能な手続の件数	46件	→	200件

第六次北本市総合振興計画前期基本計画の施策とSDGsのゴール（主なもの）対応表

政策	施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
1	こどもの成長を支えるまち	1 子育て支援の充実			●	●	●			●		●								
		2 支援を必要とするこども・家庭へのきめ細かな取組の充実	●	●	●	●	●											●		
		3 母子保健とこどもに関する医療の充実		●	●															
		4 学校教育の充実			●	●														●
		5 学校・家庭・地域の連携による教育の推進				●														●
		6 こどもの権利の保障			●	●	●						●						●	
2	安心・安全で自然と共存する住みやすいまち	1 道路・上・下水道、河川の整備						●			●		●							
		2 防災・消防の充実											●		●				●	
		3 交通・防犯・消費者対策の強化			●		●						●	●				●		
		4 豊かな住環境の整備						●	●				●					●		
		5 環境に優しいまちづくりの推進			●			●	●	●			●	●	●	●	●	●		
		6 バランスのとれた土地利用の推進		●					●			●		●				●		
3	健康でいきいきと暮らせるまち	1 保健・医療の充実		●	●							●								
		2 高齢者福祉の充実			●	●				●		●	●						●	
		3 地域福祉の充実	●		●					●		●	●					●	●	
		4 障がい者福祉の充実			●					●		●	●						●	
		5 生涯学習・スポーツ活動の推進			●	●							●							
4	活力あふれるまち	1 シティプロモーションの推進								●						●			●	
		2 地域産業の振興		●						●	●			●					●	
		3 就労対策の充実	●			●	●			●		●								
		4 文化財の保存・活用				●				●			●							
5	みんなが参加し育てるまち	1 平和と人権の尊重				●	●				●						●			
		2 暮らしを支える地域活動の支援								●			●						●	
		3 市民参画と協働の充実																	●	
6	健全で開かれたまち	1 市民との情報共有															●	●		
		2 適正な事務の執行										●						●		
		3 効果的かつ効率的な行政運営の推進									●		●	●				●	●	

SDGs（持続可能な開発目標）17のゴール

	1 貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
	2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	3 すべての人に健康と幸福を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
	6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	10 人や国の不平等をなくそう	国内及び各国家間の不平等を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	12 つくる責任つかう責任	持続可能な消費生産形態を確保する
	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する